



ハヤブサ

ニュース No.58

絶滅危惧種
京丹後のハヤブサ

発行 米軍Xバンド レーダー基地反対・京都連絡会

連絡先 〒602-8347 京都市上京区四番町121-5 大湾 宗則

電話&FAX 075-467-4437

郵便振込口座 00950-9-303127 名義 京都連絡会

「街なかビラ」の報告とお知らせ



第114回 2月18日(木) 四條大宮周辺 6人

この日は寒い日で、時折風花が舞っていました。

- ◇「何の基地や?、問題が起こっているの?、近くに家は無いやろ?」とあれこれと質問された男性があり、いろいろ会話ができた。
- ◇「若い頃は丹後にもよく行ったが、今は遠すぎて行く事もなくなったな〜」(男)
- ◇「家でゆっくり読ませて貰います」(女)
- ◇「ご苦労やな〜、頑張ってや」(男)
- ◇「基地があるのはええ事や、ええ事や!」(男)

第115回 3月15日「百万遍」は終了。

※報告はハヤブサ4月号になります。

今後の予定です

第116回 3月23日(火) 下鴨高木町の周辺

集合場所：市バス「高木町」下車。

高野橋の少し西、生協「下鴨店」の前です。

第117回 4月5日(月) 北野白梅町 周辺

集合場所：市バス205番「北野白梅町」停

第118回 4月21日(水)「東寺」周辺

集合場所：近鉄「東寺」駅前

時間はいずれも11:00~12:00です。

ご都合の付く方は、集合場所にお集まりください。

連絡先：090-5672-1597(白井)

3~4月の京丹後訪問のご案内

日程 3月30日(火)、4月16日(金)、4月27日(火)

集合 午前8時30分、五条大橋西詰ガソリン

スタンド前

* 参加ご希望の方は事前に連絡をお願いします。

090-7108-5508 池田



京丹後市庁舎前抗議行動

・年末年始の京丹後での新型コロナウイルスの感染拡大はいったん落ち着き、この一月ほどは新たな感染の報告はされていませ

ん。一刻も早い収束が待たれます。

先日3月9日には、京都連絡会として、京丹後市に対する申し入れと市役所前アピール行動を行いました。

3月議会にあたり、基地問題の徹底検証、日米地位協定の抜本改正に向けて行動することなどを求める申し入れ書を京丹後市あてに提出し、議会各会派にも届けています。なお、京丹後市の基地受け入れ時の条件・要求に関しては近く開催予定の安全安心連絡会で市としての何らかの表明があるようであり、注目されるようです。基地では二期工事が終わりに近づいているようです。厚生施設だけでなく、軍人のための隊舎に外からは完成したように思いますが、永井友昭さんの報告によれば、最近でも午前レーダーの発電機が稼働していることが多いとのこと。あいかわらず問題が続いています。宇川ではまた、小学校の統廃合が大きな問題になっています。そろそろ寒さもマシになってくるのではないかと思います。無理のないかたちで現地訪問にご参加いただければと思います。

2月例会 報告 「サードミサイル／レーダーの 性能改良について」

藤原

韓国では、地元住民の反対を無視し、2017年4月にサードミサイルとXバンドレーダーが搬入されました。

そして2020年5月、レーダー本体以外のほとんどの機材の入れ替えが行われました。

韓国政府は、老朽化したものを入れ替えただけと説明していますが、3年で老朽化するはずもなく、韓国の反戦団体は米軍・米議会などの資料を分析し、性能改良であることを明らかにしています。例会では、韓国の分析に学びながら、ミサイルやレーダーの性能改良などについて報告しました。例会の資料を36頁にまとめました（+韓国の資料39頁）。関心のある方は、藤原までご連絡ください。

fujiiwara_toshihide@yahoo.co.jp

* * *

ソソン里では、このコロナ禍でも、連日、行動が行われています。今年に入ってから1月22日、2月25日にも住民を排除して、物資の搬入が行われています。今後も韓国の闘いや分析に学びながら、連帯していくことができればと思います。

労働組合つぶしの弾圧を 許さない！ 3.10 京滋集会 報告

文責：瀧川



講演する吉田美喜夫さん

テーマで吉田美喜夫立命館大学名誉教授に講演していただいた。ここでは講演のポイントを簡

2.10 に行われた森弁護士による講演を受けて、深掘り！第2弾として「労働法学から見た「加茂生コン事件」判決」という

条書き報告します。なお、吉田先生は「関西生コン支部事件と労働法理—加茂生コン事件を中心として—」をタイトルとする鑑定意見書を出されていますのでご参照ください。

1. 本件の日々雇用労働者を会社は請負業者とした。悪徳社労士・弁護士による入れ知恵で、会社は請負と矛盾するタイムレコーダーを撤去した。就労証明も労働者であることの証明になるので拒否。今後、「雇用によらない働き方（働かせ方）」が増加する可能性がある中で、団体交渉を入口で封じる口実として利用される恐れがあり、労働者性の判断基準を再検討する課題である。

2. 就労証明書の要求：検察は「就労証明書を会社が出す義務はない」、「義務のないことを強要した」としている。「発行の義務」について、検察・裁判所は法律上明確な定めがある場合に限定し、狭義に考えている。「信義則上の義務」を認めない判断である。労働関係では法律の条文になくとも様々な義務を認めることが普通（安全配慮義務、職場環境調整義務、雇用保障義務、労働条件維持義務など）。今まで3年にわたって就労証明を出していたのに組合に入ったとたんに出さなくなったのは、明らかに不当労働行為であり、不当労働行為であるという事実は正当性を考慮するにあたって重視すべきである。また、「仕事と家庭の調和」の法的保護という「ワーク・ライフ・バランスの理念」が理解されていない。

3. 団体交渉権の理解：検察・裁判所は、団体交渉での要求の内容まで要求したことは「団体交渉権の範囲をこえる」としている。これは犯罪の構成要件の「義務のないことを行わせ」という点に囚われている。

4. 不当労働行為の救済の意味：不当労働行為に抗議するのは当然のことであり、黙ってはいけない。不公正労働慣行として根付かせてはいけないということが不当労働行為制度の目的。

5. 団交権論の深化の必要性：団体交渉権の射程を、テーブルを挟んだ言葉のやり取りに限定せず、少なくとも、団体交渉の実現を目指して使用者と接触を図る時点からとし、それ以降、妥結又は決裂が確定するまでの過程全体を規律する規範を構想する必要がある。

6. 判決：刑事免責について判決には事実認定の不自然さがあり（市役所に架電した内容を追求した点、企業閉鎖の監視活動を就労証明書の要求行動と見た点）、必要性の均衡論では一般

の市民生活上の利益の比較ではなく労使関係上の利益の比較であるべき。「新自由主義」の考え方には、組織労働者の弱体化という考え方がある。自由市場を守るという立場から国家権力を発動してきた歴史がある。

検察は、そもそも関生支部を労働組合とは見ずに暴力団と同じ反社会的集団であるかの規定づけを与えているのである。むしろ、このような前提に立たなければ刑事立件できないことを証明しているともいえる。

頑張りどころ！3.20 「関電よ❁老朽原発うごかすな！ 高浜全国集会」に総結集を！

文責：瀧川



2月までに高浜町議会と町長、美浜町議会と町長は高浜1,2号機、美浜3号機の再稼働同意を表明しました。

さらに、「運転同意には、使用済み核燃料中間貯蔵

施設の県外候補地を示すことが前提」としていた杉本福井県知事は2月、経産大臣、資源エネルギー庁長官、関電社長との4者会談の後、それまでの発言を一転させ、県議会に「再稼働に向けた議論」の開始を要請しています。何としても原発の60年運転を実現させたい国の圧力・意志が感じられます。

しかし、関電が1月、3月に再稼働させようとしていた美浜3号機、高浜1号機の再稼働は少なくとも3ヶ月は遅れています。老朽原発うごかすな！行動の成果とも言えます。

私たちの行動いかんでは老朽原発再稼働を阻止することはまだまだ可能です。3.20「関電よ❁老朽原発うごかすな！高浜全国集会」に総結集をお願いします。福島第1原発事故から10年を機に、電力業界・政府は原発を動かすチャンスを狙っています。

原発事故による反原発の高まりを受け、当時の民主党政権は「脱原発」の象徴的な政策とし

て、40年ルールを打ち出した。例外規定はあるものの、世間では「40年ルールは原発の寿命」と捉えられるようになった。この40年ルールを撤廃したい電力業界が手始めに考えたのがルールの緩和だ。全国の原発は、原発事故の影響により4～10年も停止している。

法律では、運転期間は運転開始からの年月を指し、こうした長期停止期間も含まれる。しかし、電力業界は運転期間に長期停止期間を含めないようにすることで、運転期間の引き延ばしを凶ろうとしている。

事故前に電力各社が国に届け出た「供給計画」に新增設が盛り込まれていたものの、着工していない全国6県の8原発11基のうち、5県の5原発7基の「新增設計画」が維持されている。

東電東通2号機（青森県）、中部電力浜岡6号機（静岡県）、日本原子力発電敦賀3,4号機（福井県）、中国電力上関1,2号機（山口県）、九州電力川内3号機（鹿児島県）である。

「福島原発事故10年検証委員会」（第2次民間事故調）は2月8日までに報告書をまとめた。その中で、政府が「世界一厳しい」とうたう原発規制を導入したことで、社会が「もう事故は起こらない」と思考停止に陥り、崩壊したはずの原発の「安全神話」に日本が再びとらわれてしまったと結論づけた。

経済産業省の審議会「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会」での3/11の発言では、「（再稼働した）9基に加えて27基すべての再稼働をさせるべきだ」（豊田正和・日本エネルギー経済研究所長）、「原子力抜きにカーボンニュートラルの実現は不可能」（山口彰・東京大学大学院教授）などが出ている。

関電は、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げる政府目標に対応する長期計画を発表。その中で、脱炭素社会の実現に向けて、発電時に二酸化炭素（CO₂）を排出しない原発を活用し、低コストの数万キロワット級の小型原子炉の導入も視野に入れるとした。

<朗報です！>

3/12の福井県議会・予算決算特別委員会では、杉本福井県知事の「老朽原発再稼働への同意に関する審議を促す」とした提案について、「国から福井県に対する約束事ははっきりしない現時点においては審議できない」としたそうです。少なくとも、現在開催中の県議会での稼働同意の決議はないこととなります>>

沖縄の今

大湾宗則

沖縄は今課題が山積している。いくら山積していても辺野古新基地建設阻止から目を離さないでおこう。

辺野古新基地建設に反対する民意は各種選挙で、県民投票で繰り返し示されている。日本の都道府県のどこかであればこれで「辺野古に新基地は作れない」と決着しているはずである。



採取された人骨

何故、沖縄の民意は国にも国民にも伝わらないのか、無視されるのか？

沖縄防衛局は、大浦湾の軟弱地盤を埋め立てて新基地建設を進めるため、

沖縄南部糸満、魂魄の塔近くの土砂をかき集め、大浦湾に投入せんとしている。大浦湾埋め立て自体も許せないがその土砂を沖縄戦犠牲者の遺骨と血がしみ込んだ激戦地の土砂で賄うなどという、こんなことを平気でやる日本政府・沖縄防衛局に怒りが燃え

上がる。



ハンスト慣行 具志堅さん

たまりかねた遺骨収集家・ガマフヤーの具志堅隆松さんが 3/1 ~ 3/6 まで県庁前で「魂魄の塔」近くの土砂

を投入するな!」のハンストを決行し、

多くの人々の共感を得た。京都でも「辺野古埋め立て反対京都実行委員会」が中心になって連帯行動が行われた。引き続き「辺野古埋め立て反対実行委員会」の呼びかけに答えて大浦湾埋め立て反対の闘いを強化しましょう。



新宿上空ドコモビル 270m

最近、沖縄地方紙や日本の商業紙などで「米軍機の低空飛行」が取り上げられている。

この低空飛行は沖縄であれ日本の都市であれ墜落事故があれば大惨事であり、禁止すべきである。それだ

けではなくこの低空飛行訓練には米軍機の作戦・運用に秘められた危険がある。低空飛行は渡嘉敷島や辺戸岬で、名護の豊原区沖からキャンプ・シュワブなど沖縄各地で確認されている。高度数十メートル。

沖縄だけではなくむしろ東京都内で増えている。六本木の米軍ヘリポートや神奈川の米軍基地を発着場所とし、機種はシーホーク、ブラックホークや固定翼もあり、スカイツリーやドコモタワーに接近して旋回、ホバリングし、新宿、渋谷の繁華街上空を低空飛行している。低空飛行とホバリング、そしてファーストロープ訓練(ロープを使って兵士が降下する訓練)を組み合わすと治安対策としての市街戦訓練に結び付く。一体こんな危険な訓練を白昼堂々、大都市の上空で何故行っているのか。この点について



読谷村トリイ通信施設で訓練

米軍は「すべての飛行は任務に不可欠」と回答し、菅首相は2/17の衆議院予算委員会の答弁で「米軍の飛行訓練は重要」、岸防衛相は「日米間の合意

に基づいて行っている」と。この訓練の資料を見た元海将の伊藤俊幸氏(金沢工業大学虎ノ門大学院教授)は「この低空飛行訓練は市街戦を想定した訓練の可能性もある」と私と同意見を述べている。米軍海兵隊の訓練は自衛隊「海兵隊」に引き継がれ、私たちの常識を超えて東アジアと日本の治安対策が進められていることをミャンマーの現実から理解しておきましょう。

京都連絡会 3月例会

3月25日(木)18時30分 ひとまち交流館

テーマ:「京丹後市の基地受け入れ条件と実際の状況」 発題 池田高巖

民衆の国際連帯で東アジアの

平和をめざす4・4円山集会

日時:4月4日(日)午後2時 集会後デモ

会場:円山野外音楽堂

主催:同集会実行委員会

No Base!京都の会 3月例会

3月22日(月)18:30

ひとまち交流館

演題 埋め立て変更申請の破産

話題提供 南野真左衛門さん